

**「新興感染症の発生・まん延時における体制」にかかる国指針※に示された
医療計画の記載事項**

参考資料5

※令和5年3月31日（5月26日 一部改正）医政地発0331第14号「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」

| 分野 | 記載事項 |
|--------------------|--|
| がん | 第2 医療体制の構築に必要な事項 1 目指すべき方向 新興感染症の発生・まん延時における体制 ① 新興感染症の発生・まん延時の状況に応じた適切ながん検診の提供体制 ② 必要ながん医療を提供するための診療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制 |
| 脳卒中等の脳血管疾患 | 第2 医療体制の構築に必要な事項 1 目指すべき方向 新興感染症の発生・まん延時における体制 ① 感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、循環器病患者を救急現場から急性期医療を提供できる医療機関に、迅速かつ適切に搬送可能な体制 ② 感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用するための体制 |
| 心筋梗塞等の心血管疾患 | 第2 医療体制の構築に必要な事項 1 目指すべき方向 新興感染症の発生・まん延時における体制 ① 感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、循環器病患者を救急現場から急性期医療を提供できる医療機関に、迅速かつ適切に搬送可能な体制 ② 感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用するための体制 |
| 糖尿病 | 第2 医療体制の構築に必要な事項 2 各医療機能と連携 感染症流行時等の非常時に対応する機能【感染症流行時等への対応】 ① 目標 ・ 感染症流行時等の非常時においても、切れ目なく適切な医療を受けられる体制整備を進めること ・ 多施設・他職種による発症予防・重症化予防のための介入を継続できる体制整備を進めること ② 医療機関に求められる事項 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに準じて連携していることが求められる。 ・ 在宅医療や訪問看護を行う事業者等と連携できる体制があること ・ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って、オンライン診療による診療継続が可能な体制があること ・ ICTの活用やPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)の利活用が望ましい ③ 医療機関の例 ・ 病院又は診療所 |
| 精神疾患 | 第1 精神疾患の現状 1 現状・課題 身体合併症 (医療提供体制に関する検討課題) 新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症について、定期的に外来を受診又は在宅医療を受けている精神疾患を有する患者が新興感染症に罹患した場合や、精神病床に入院した患者が新興感染症に罹患した場合等に対応が可能な医療機関を明確にする必要がある。 |
| 救急医療 | 第2 医療体制の構築に必要な事項 1 目指すべき方向 新興感染症の発生・まん延時における救急医療 ① 救急患者を受け入れるために必要な感染対策を講じることができる人材を平時から育成する体制 ② 医療機関において、救急外来の需要が急増した際に外来機能を拡充する方法について平時から検討する体制 ③ 救急外来を受診しなくても済むよう、電話等による相談体制（#7119、#8000等）及びオンライン診療を実施する体制を平時から充実させ、新興感染症のまん延により救急外来の需要が急増した際にも対応できる体制 ④ 救急医療機関が、通常の救急患者に対しても適切な医療を提供できるよう、第二次救急医療機関や第三次救急医療機関及び地域全体において対応できる体制 ⑤ いったん患者を幅広く受け入れ、必要な初療を行った上で、入院が必要な際には他の医療機関に転院させる外来機能に特化した医療機関の整備や、患者や医療人材を集めて対応する大規模な医療機関の整備、第二次救急医療機関や第三次救急医療機関に患者を分散して対応する体制等、地域の実情に応じて、精神疾患を有する患者、障害者、小児、妊婦、透析患者等、特に配慮を要する患者を含め患者等を受け入れる医療機関をあらかじめ検討し、新興感染症の発生・まん延時の患者の受入れに対応できる体制 |
| 災害医療 | 第1 災害医療の現状 2 災害医療の提供 災害派遣医療チーム（DMAT : Disaster Medical Assistance Team） 令和4年改正法により、災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時に都道府県知事の求めに応じて派遣される人材を国が養成・登録する仕組みが法に位置づけられ、令和6年4月1日より施行されることとされた。 都道府県は、改正後の法に基づき、医療機関との間であらかじめDMATの派遣に係る協定を締結するとともに、DMATの研修・訓練等の支援を行うことが必要である。 |
| 周産期医療 | 第2 医療体制の構築に必要な事項 1 都道府県における周産期医療体制の整備 周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策 新興感染症の発生・まん延時においても、地域で周産期医療を確保するため、感染症の罹患又は罹患が疑われる妊婦に対して産科的緊急症を含む産科診療を実施する医療機関について、地域の周産期医療に関する協議会等においてあらかじめ協議すること。 また、適切に妊婦のトリアージや入院等に係るコーディネートを行う災害時小児周産期リエゾン等の人材を、災害時小児周産期リエゾン養成研修事業を活用し養成するとともに、その活用について平時から検討すること。 |
| 小児医療 | 第2 医療体制の構築に必要な事項 1 都道府県における小児医療体制の整備 小児医療における新興感染症の発生・まん延時の対策 新興感染症の発生・まん延時においても、地域で小児医療を確保するため、感染症の罹患又は罹患が疑われる小児に対して救急医療を含む小児医療を実施する医療機関について、地域の小児医療に関する協議会等においてあらかじめ協議すること。 また、適切に小児のトリアージや入院等に係るコーディネートを行う災害時小児周産期リエゾン等の人材を、災害時小児周産期リエゾン養成研修事業を活用し養成するとともに、平時からその活用について検討すること。さらに、新興感染症の発生・まん延時に対面診療が困難となる場合に備えて、平時からオンライン診療の導入について検討すること。 |
| | 第3 構築の具体的な手順 1 現状の把握 医療資源・連携等に関する情報 新興感染症発生・まん延時の小児医療体制に関する事項 ・ 感染症の罹患または罹患が疑われる小児に対して医療を実施する施設 |